

## 第4回岡山県一般機械器具製造業

### 最低賃金専門部会議事要旨

#### 1 日 時

令和4年10月20日（木） 午前10時00分～

#### 2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室C

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

#### 4 審議事項

(1) 最低賃金金額審議について

#### 5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

前回提示額から2円引き下げた28円を提示する。

日本の金属産業は賃金の規模間格差が大きく、過去からずっと多重下請の構造になっているため、今後、より一層グローバル競争にさらされる産業だと思っている。

そういった中で、企業別労働組合が労使対等の立場で行った交渉結果や、締結した企業内の最低賃金について、労使交渉を持たない未組織労働者に波及させなければならない。特定最低賃金についても、公労使で協議をして決めることは絶対必要。

また、人材不足、採用難と言われているが、入ってすぐに技能を習得して仕事ができるというのではなく、熟練度が必要とされることから、ある程度の賃金水準は必要。

地賃も含め、軒並み30円近い賃上げがなされている中で、岡山県の先月の有効求人倍率は1.5とか1.6ぐらいと人が足りていない状況であって、他県と比べても劣ることは何一つないと思っている。30円では先日使側から提示のあった金額とは乖離があるため、使用者側に歩

み寄りの姿勢を見せるという意味も含めた金額を提示する。

**【使用者側の意見要旨】**

前回提示額から1円引き上げた19円を提示する。

岡山県経営者協会の調査結果の賃金引上げ率1.99%を適用して算出した金額を提示する。

労側の人材不足、求人難で給料を上げる必要があるという意見も確かにあるが、使側としては各企業に考えてもらいたいという考え方を持っている。どうしても人材が足りなくて賃金を上げる必要がある場合には、他社と比較して賃金が低いときに上げるしかなく、ここで30円を上げることによって補う必要はないと思っている。

できるだけ零細企業の立場を重んじた提示額とし、それ以上についてはそれぞれの企業に任せて、各企業で判断をしていけばいいのではないかと考えている。

- (2) 労使双方から、これ以上の労使協議での歩み寄り難しく、公益委員の介入について要望があり、公益委員で協議を行った。9円の差で介入するのは困難な旨を説明し、次回、労使協議を行うこととなった。

6 配付資料

なし